# 平成 27年 第 4回湖西市ごみ減量市民会議 会議録

開催日時 平成27年7月13日(月)13:30~15:30

開催場所 湖西市環境センター2階 会議室

出席委員 平井一之 竹島清一 清水健蔵 大久保宏子 豊田千佳 田内清之

牧野和子 雨宮順介 田中明彦 高部一行 大谷 勇 杉浦徹衛

山口 健 田代ルリ 坂下 守 15名

欠席委員 志水哲夫 1名

事 務 局 渡辺環境部長 佐原ごみ減量課長 石川ごみ減量課長代理兼減量係長 山本減量係副主任

# 会議資料

浜松市への可燃ごみの搬入量と処理委託額の状況 (H26年度)	(資料1)
粗大ごみ戸別収集とふれあい収集の状況	(資料2)
リサイクル資源集団回収奨励金の交付状況	(資料3)
湖西市の不法投棄の状況	(資料4)
生ごみ堆肥化容器購入費補助金の交付状況	(資料5)
新リサイクル品回収状況(家電、PC、剪定枝、草)	(資料6)
平成26年度ごみ減量市民会議のまとめについて	(資料7)
地区外(市外)からの持込防止について	(資料8)
資源物持ち去り対応について	(資料9)
不法投棄対策について	(資料10)
ごみダイエット配布物について	(資料11)
今後の資源化、リサイクルの傾向について	(資料12)

# 内容

#### 1 開会

# 2 会長あいさつ

では、あらためまして大変ご苦労様でございます。本当に急に暑くなりました。そういう中で、いつも申し上げるんですが、皆様におかれましてはウィークデイの、特に月曜日の午後の最初の1時間というのは一番お忙しい時間かと思います。そんな中でわざわざお出かけをいただきましたことに付きまして、会長を仰せつかっている立場として改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。実は、私は今日の午前中に健康福祉会館、市役所の隣の庁舎で、市の将来計画に関する会合に参加をしてまいりました。10時から12時までみっちり色々と議論をしてきたんですが、市の将来計画というのは、市が策定する今後の色々な施策のあり方を示していく計画としては一番上位に位置する計画でありまして、色々と健康面であるとか、防災面であるとか、教育の面とか、色々なことについて、湖西市これからどういくべきかということを策定していく重要な審議会であったわけでありますが、その中で最初の委員会だったので、ワークショップということで、委員各位から今湖西市で一番問題となるものは何なんだろうということで提言していただくという時間を30分設けまして、色々と出していただきました。

そうしたら、やはり一番多いのがごみのお話だったんです。ごみの分別のありかたとか、ごみに係る費用の問題であるとか、もうちょっとしっかりしなければいけないよねということも含めて、改めて湖西市においてごみの問題、浜松市に委託している経費のあり方、こんなことも含めて、我々、ごみ減量市民会議でしっかり議論して、市民の皆様にお示ししていくことが必要であるんだなということを午前中の会議でも痛切に感じたものですから、ここで挨拶の代わりに一言触れさせていただきました。そうしたことも含めて、このごみ減量市民会議が今年でいよいよ2年目になるんですが、去年から同じメンバーで議論させていただいている皆様方と新しく今回3人の方が加わっていただくということになるんですけでも、今日のこの約2時間くらい、有意義な時間にしていきたいと思いますので、活発なご議論をいただくことをお願いしまして、会長を仰せつかっているものとしての最初の挨拶とさせていただきます。今日は、どうかよろしくお願いをいたします。

#### 委嘱状公布

3名に委嘱状交付

自己紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介

# 3 湖西市の状況

# (事務局)

まず、お手元の資料、3の資料1~資料7につきましてご説明を申し上げたいと思います。それに先立ちまして、皆さんのお手元に今回用意させていただきましたけど、豊田佐吉生誕150周年ということで、今回市役所のほうでこういうグッズを作りましたので、是非皆さん、会議とか買い物など、機会のあるときに使っていただきましてPRをしていただければと思います。パンフレットや日本手ぬぐいもあります。お出かけになる機会も多いと思いますので、お使いいただきましてPRに協力いただければと思います。

# 〇浜松市への可燃ごみの搬入量と処理委託額の状況(平成26年度)(資料1) (事務局)

では、座って説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。浜松市への可燃ごみの搬入量と処理委託額の状況ということで、平成23年度から平成26年度までの過去4年間につきまして記載させていただいております。新規委員の方もいらっしゃいますので、過去の会議との重複もありますが、ご了承ください。

浜松市への可燃ごみの搬入量と処理委託額の状況で、平成26年度の状況が一番下に書かれています。平成22年10月より可燃ごみの焼却を浜松市に委託しておりまして、委託金額は、25年度までは1 t あたり20,500円、平成26年度からは1 t あたり20,800円。これは消費税の上昇を添加したものです。見ていただければほとんどお分かりになるとは思いますが、平成23年度は、約14,304 t で約2億9,300万円、平成24年度は、約13,755 t で約2億8,197万円、平成25年度は、約13,724 t で約2億8,155万円、平成26年度は約13,402 t で約2億7,875万円の経費となっています。皆さんのご協力により、着実に当初よりごみ減量が進んでいますが、平成25年度の減量率が低いのは、平成25年4月より、硬いプラスチックが、不燃ごみから可燃ごみになったことと、平成25年10月より、環境センターへの家庭ごみの直接搬入が、無料から10kgあたり50円になったために駆け込みの搬入がありまして、大幅にごみ量が増えたためです。ごみ減量につきましては、今後も後で説明させいただく新たな資源物の掘り起しも含め努力していきたいと思います。

#### 〇粗大ごみ戸別収集とふれあい収集の状況について (資料2)

それから、資料2、2ページ目になりますけど、 粗大ごみ戸別収集とふれあい収集の 状況です。こちらも昨年度と同じような形で載せてあります。

粗大ごみ戸別収集につきましては、粗大ごみを環境センターに持ち込みできない市民の 利便を図るため、ごみ減量課の職員が自宅まで直接収集に伺うという事業でございます。

平成25年10月より開始し、料金は大きさによって異なりますが小さいものは500円、大

きなものは1,000円の2段階の料金体系になっております。

出し方につきましては、ごみ減量課に電話をして、どんなものを出したいか説明していただきます。金額を計算し納付書を自宅に送付しまして、金融機関で納付していただきます。その後、ごみ減量課で納付確認でき次第、自宅まで収集に伺うという形で予約してから収集まで10日から2週間程度かかります。回収状況としましては、月20件程度で手数料は3万円前後の収入が入っています。

粗大ごみを処分する方法はこれ以外に、ご自分で環境センターに搬入していただくこともできますが、その場合は、10kgあたり50円の費用がかかります。ただ、粗大ごみ戸別収集より安い費用で済むということになります。

たくさんありすぎて困るよという方は、市内の許可業者がありますので、そこに頼めば、 ごみの個数で積み上げていくよりも1車いくらということですので、そちらのほうが安く なることもあります。場合によっては家の中まで入っていただいて手伝って貰うというこ ともできるかと思います。

2番のふれあい収集は、高齢者及び障害者の方々の在宅生活を支援するため、家庭ごみをごみステーションに排出することが困難な世帯に対し、ごみ減量課の職員が自宅に訪問しまして、ごみの回収を行うという事業です。この制度は平成25年9月より開始しまして、毎週木曜日の午前中にごみ減量課職員が行っております。

回収に際し、ひと声かけることにより生死の確認や怪我をしていないか、寝込んでいないかなどの安否確認も実施しています。

回収対象者は、ここに載せてあるとおり現在29人で25世帯、平均回収量は1世帯あたり3 kg、男女別では、男性が7名、女性が22名でありまして、女性のほうが高齢化で長生きということで1人ぐらしの方も多いものですから、女性が3倍程度の利用人数となっています。

地区別では、湖西地区が17人、新居地区は12人となっています。表をみていただくと、約半年で、利用者が 1.3 倍に増えています。ということは、今後団塊の世代の高齢化だったり、認知症や障害のある方、施設に入りたいけど入れない人が多いので、そういう方たちのごみ出し問題、昨今話題となっているごみ屋敷等社会現象等も含め増大することが予想されます。私事ではありますが、私の母も昨年の春先に重いものを持ち上げて腰の骨を痛めてしまって、それまでは、ちゃきちゃきだったんですけど、それ以降今まで通りということはできなくなった部分もありまして、ごみだしが難しくなりまして、一人暮らしなのですが私が近くに住んでいるものですから、一緒にごみをだしたりとか、買い物にいったりとかしているんですが、これをみると本当に他人事ではなくて身につまされる思いがしているところです。

# 〇リサイクル資源集団回収奨励金の交付状況 (資料3)

その次3ページ、リサイクル資源集団回収奨励金の交付状況ということで、古紙、古 布、牛乳パックなどです。これら資源として利用できるものを集めた団体に対し、リサ イクル資源集団回収奨励金を交付いたしまして、ごみの減量と再生資源化を促進し、廃 棄物に対する市民のリサイクル意識高揚を図ることを目的としています。

対象団体としましては、幼稚園、小学校、中学校のPTA、保育園、子ども会、自治会等ということで、奨励金の額は、新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、古布は1kgあたり4円、牛乳パックは1kgあたり1円です。飲料水缶、アルミ缶は高く引き取っていただけるのですが、集めている団体はかなりありますが、市から奨励金は交付しておりません。

ここ数年毎年、回収量が減ってるのが表から読み取れると思います。理由としましては、子どもの数の減少やパソコン、携帯などの普及による新聞などを取らない家庭の増加、市で実施している古紙回収拠点、古紙回収ステーション、あるいは市内ホームセンターなどに大規模回収拠点があることから、そちらに出される方が増えているのが要因と考えられます。

# 〇湖西市の不法投棄の状況 (資料4)

次、資料4でございます。湖西市の不法投棄の状況ということで、1番は、年度別の不法投棄の受付件数でありまして、平成20年度には3件でしたが、平成22年度は22件、平23年度は15件、平成24年度は13件、平成25年度は16件、平成26年度は19件ということで、年によって上がり下がりがありますが、おおよそ20件前後で推移しているということになっております。

2番は、平成26年度の不法投棄の集計になっております。白須賀地区、新居地区を始め、タイヤ、発泡スチロール、みかんコンテナなど自治会などから通報されたもの、あるいは市民から通報されたもの、特にタイヤが目立ちます。それから、自転車、木材などになります。それから、その他の通報ということで、新居の内山地区においては、富士機工の沿道沿いに190kg ほどの不法投棄がされていたものを職員が発見し、回収したということです。

それから、自治会との不法投棄回収ということで、平成26年度は3件ですが、協働して5月と11月に市内3地区において不法投棄の回収を行いました。

また、不法投棄情報提供につきましては、市内の郵便局や金融機関と連絡協定を結んでおりまして、業務中に市内の不法投棄を発見したときは市へ情報提供していただくよう仕組みを整えてあります。

# 〇生ごみ堆肥化容器の補助金交付状況 (資料5)

続きまして、資料5をご覧ください。5ページが生ごみ堆肥化容器補助金の交付状況

となっています。平成24年~26年度ということで、交付状況を記載させていただいています。

ご存知のとおり、生ごみの約70~80%が水分となっており、生ごみを減量すると委託料が減るということで、コンポスト、キエーロ、電気式合わせて過去5年間で384基、合計214万9千円を補助しております。

# 〇新リサイクル品回収状況 (資料6)

次に資料6ということで、新リサイクル品回収状況です。この表は、昨年にはなかった表なんですが、平成22年度からの廃家電、平成27年度からのパソコン、携帯電話、平成24年度からの剪定枝・草・幹など比較的最近、リサイクル品として活用しだしたものの推移を示したものです。

廃家電については、ラジカセとか、ドライヤー、それからラジオ、ビデオデッキなど 年平均約50 t 、約85万円が売り上げ収入となっています。パソコン携帯電話については、 1~6月まではございますが、月平均約960kg、約3.4万円の売り上げとなっています。 剪定枝、草、幹につきましては、24年度~26年度3年間で、約7,480 t が集められ、幹 やチップ材として 683, 296 円の売り上げがあります。剪定枝、草、幹は以前もやせるご みとして多くが処分されていましたが、仮に3年間分を浜松市に委託したとすると処理 委託にかかる費用Aは、7,480 tに20,500円と20,800円の期間がありますが、それをか けると、1億5,414万4,192円となり、本当は浜松市に委託するのにそれだけの費用が かかった訳です。袋に入ってくるものですから、袋を破いたりする費用など、チップ化 するのに必要な費用が、Bになりますが、5,927万4,614円ということになります。売 り払った金額、売却益Cは683,291円という金額になりますので、これらを計算すると、 浜松市に焼却を依頼した場合は1億5,400万円強、湖西市処理の場合は、5,800万円強 の費用ということで、その差し引きの9,500万円分経費節減できたという計算になりま す。細かくて分かりづらく申し訳ありませんが、浜松で焼却すると費用がかかる。うち で再資源化をすると、再資源化をするために、重機を動かしたり、業者に委託費用を払 う必要はあるものの、それを差し引いたとしても、3年間で 9,500 万円の経費節減が図 れたということです。

### ○平成26年度ごみ減量市民会議の意見集計表 (資料7)

それから資料 7、 7ページをご覧ください。これは昨年委員の皆様から寄せられた意見につきましては、その後の対応を含めた状況を載せさせていただきました。後ほど、一読をいただければと思います。意見のありました詳細内容、今後の対応ということで、今年の 6 月現在の状況ということで、対応できるものについては、右の方に載せさせていただいています。検討課題も少し残っていますが、おおむね要望に沿えるような対応

はできていると思います。

以上が、早口で申し訳ありませんでしたが、3番の湖西市の状況ということで、資料 1から資料7までの説明になります。

# (事務局)

それでは、湖西市の状況ということで、事務局から説明させていただきました。資料 1から資料7までということで、何かご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

# (委員)

新所地区は高齢化率が一番高い訳なんですが、それに関連してふれあい収集がありますね。ふれあい収集の基準というか、どのような方が認定される訳なんですかね。この対象者として。

# (事務局)

身体障害者の手帳をお持ちであるとか、認知症の認定があるとか、健康福祉部と連携をとりあって、ヒアリングをさせていただきます。それで、ある程度の一定の基準でもって、例えば、半身不随で意識はしっかりしているけど、ごみが出せないとか、あるいは面倒をみてくれる方がいないとか、そういった一定の基準があるものですから、その基準以上の方を認定して、ごみ減量課で集めていくというわけです。

#### (委員)

無料でやっていただいているということですね。情報等を健康福祉部にいれるのは、 民生委員さんが担当されている訳ですか?

# (事務局)

民生委員さんの申請というのもありますし、ご本人さまの申請、あるいは別居している家族の方、例えば、今までは一週間に一回家に行って手伝っていたが、転勤になったので何とかならないかだとか、あるいは電話での問いあわせということもありますので。

# (委員)

そういった情報で、対応していただけるということですね。

#### (事務局)

はい。

# (委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

# (事務局)

その他には、如何でしょうか? (意見なし)

よろしいですか?それでは、もし、出ましたら途中でもかまいませんので、気付いた 時点でご質問いただければと思います。それでは、次第の4の議事に入らさせていただ きます。議事の進行は、すみませんが、会長よろしくお願いいたします。

# (会 長)

分かりました。では、これからは、私の方で議事の進行を務めさせていただきたいと思います。お手元の次第の方ご注目いただきますと、3番の湖西市の状況というところの1~7までが一応終わったということになります。これから私のほうでは議事の4番(1)から(4)まで資料8から資料11まで、これをそれぞれ各項目ごとに皆様方にご審議いただきますので、それぞれご意見を承ればと、こんな形で進めていきますのでよろしくお願いします。

# 4 議事

(1)地区外(市	5外)からの持ち込み防止について
会 長	では、早速でございますけど、議事の4番の(1)の「地区
	外、要するに市外等も含めてですけども、地区外からのごみの
	持ち込み防止について」ということで、資料8ですかね、この
	辺りが基本になるかと思いますけども、事務局のほうで説明を
	お願いします。
事務局	ありがとうございます。8ページ資料8をご覧ください。環
	境センターでは、各自治会や団体からの依頼により出前講座や
	ごみ出し説明会、施設見学などを年間数十回、土曜日や日曜日
	の夜など、依頼があったときに出かけたり、あるいは来ていた
	だいたりして行っています。
	その中で、特に各地区や自治会から、最近ごみステーション
	や資源物回収拠点の一部で明らかに市外や地区外からと思われ
	るごみ出しや、中には通りすがりの車の窓からごみをステーシ
	ョンにポイ捨てするなど、マナーの悪い行為が見受けられると
	いう相談がありました。いずれも他県ナンバーであったり、中

には事業所が特定できる作業服を着た方もおり、何とかならな いかとの相談が多く寄せられているのが現状です。 中には分別も行き届いていないものも多く、燃えるものも燃 えないものをごちゃ混ぜになっているものが目に付くものです から、ステーションが荒れる原因となっているという声が寄せ られております。 監視カメラなどを設置するなどして対策を講じてはいますが、 日中は人目もあるんですが、夜勤をしている方が捨てるってい うことになると、やはり深夜っていうこともあって、なかなか 注意の目もいかないっていうことになるものですから、事業所 に対してなんとか指導できないかという声がありました。今日 委員の方の中に企業の方もいらっしゃいますので、8ページ資 料8のような文書を出すことについて、ちょっときつめの文章 になるんですが、環境イメージだったり、企業イメージだった りの向上ということも昨今の企業には求められてますし、企業 イメージの低下を招かないためという、前向きな方向で解釈し ていただいて、市内の主だった企業に注意喚起を出させていた だけないかということで、文書をつけさせていただきました。 この会議で皆さんの率直な意見をいただければ、特に企業の方 の意見をいただきまして、参考にさせていただければと思いま す。以上です。 なるほど。わかりました。ということで、ここに書いていた 会長 だいているとおりなんですが、ごみステーションに本来は持ち 込まれてはいけないごみが大分入ってきているということも含 めて、資料8の文書を市内の事業者に配付したいけども、どう でしょうかということで、特に企業の皆様方にご意見を伺って みたいと、こんなところですか?率直にいえば。 そうです。 事務局 会長 はい、じゃあ率直にですね、今日企業代表で2社の方がお見 えになっていますので、まず、そのあたりから入りたいと思い ますが、どうでしょうか。率直なご意見をお願いします。まさ にズバリ、事務局からのそういう意向ですので。 こうしたことが我々のような事業所の社員から出ているとす 委員 れば由々しき問題であると考えます。ただ、個人的に気になる

	点を申し上げれば、文章の真ん中あたりでしょうか、「現在の
	湖西市は浜松市に燃えるごみの処理を1トン当たり20,800円で
	委託しており」というような言葉が、具体的な数字がでて参り
	ますので、これを我々は社内で展開するに当たって、具体的な
	数字があると、何だその数字はとなるので、多額の費用がとい
	う風にぼかして貰ったほうがいいのかなと。自分のところ、豊
	橋や浜松と比較してしまうという問題も出てきますので。それ
	をお願いしたいと思います。
会長	分かりました。ここの渡しの処理委託単価が20,800円が明確
	にでてしまっているというところが問題であると。
 委 員	もっと逆にいうと、凄くたくさん払っているというイメージ
	を持ったほうが、たった20,800円かという風に思われてもいけ
	ませんので。
会 長	わかりました。一応そういう意見が1つ。じゃあもう一社の
	方どうでしょうか?
 委 員	私の感覚としても、こういう案内は逆に出していただいたほ
	うがいいかなというふうに思います。うちの従業員かどうかと
	いうことは確認できませんが、やはり、湖西市でお世話になっ
	ている、活動している立場がございます。こういうことでまか
	り間違ってご迷惑をかけることがあってはいけないと思います
	ので、案内は出したほうがいいと思いますし、なおかつ、うち
	の会社の事情なんですが、市役所のほうから文書をいただいて
	いるからというのは結構効き目があるものですから。逆にいた
	だいて、それを私のほうから全体に配付していこうと思います
	ので。
会長	本当に今、会社の代表の方に良いことをおっしゃっていただ
	いたんですが、受け取った側の企業さんが、この文書をどう取
	り扱うかという点もあって、受付の方がそのままに、そんなこ
	とあってはいけないんでしょうが、いまおっしゃらせれた全社
	員にこれを知らしめるようにするよという風に言って頂ける会
	社もあるので、その辺も市のほうで、配る際に徹底してもらう
	ということも必要かもしれません。
	では、一応、企業の代表ということですが、残りの団体代表
	の方いかがでしょうか。
	1

委 員	この文書を課内、団体内で確認を取りたいと思います。
会 長	是非、よろしくお願いいたします。あと、市内商工会代表の
	方も一応事業者代表ということに、名簿上はなるので、事業者
	代表ということで湖西と新居の商工会代表の方お願いします。
委 員	湖西の場合、個人の事業者さんと大きいところがたくさんあ
	ると思いますが、当会では、そのような書類が来た場合には、
	事業者の皆様へ送付はしたいと思います。当会といっても個人
	の事業者が多いものですから、中には大きい会社もありますけ
	ど、このような文書が来た場合には、当然受け取って配付した
	いと思います。
会 長	なるほど。その場合は、商工会を経由するということでいい
	のですか?
事務局	その辺りについては、これから考えるんですが、税法上で法
	人税割を納められている企業さんで、1号法人、2号法人、3
	号法人規模があるものですから、大きいところから少しずつや
	っていくことになるのかなと、効果があれば、その下までとい
	う形で。今のところは、主だった企業を最初にやっていこうか
	なと思っています。
会 長	分かりました。じゃあ同じく、新居地区の方お願いします。
委員	もし、うちの商工会にこういった文書を配っていただけるの
	でしたら、うちで会報があるものですから、会といっても、全
	事業所が入っているわけではないものですから、全てに行き渡
	る訳ではありませんけども、協力を。会員さんに対しては案内
	を入れるのと、あと先ほど意見でましたけども、金額は、私も
	個人的には入れないほうがいいのではないかと思います。
会 長	そんなとこですね。以上、この名簿上、事業者代表というお
	立場の方に一通り、お話を伺ってみました。どうでしょう。事
	務局。金額の問題等でていますが、全体的に感じたことは?
事務局	そうですね、金額については、ぼかす様な感じで、今後内部
	で調整を取りながら、できれば年内にも出させていただくよう
	な感じでいけたらなと思います。
会 長	ということでよろしいですか?では、市民代表といいますか、
	それぞれのお立場でこられている皆様がたもいらっしゃいます
	ので、このテーマで、皆様方のお立場でご発言いただかなけれ

	ばいけないことがありましたら、お願いします。
委 員	これは、去年の市民会議の中で出た内容でしょうか?
事務局	これは、去年は出てないと思います。各地区の自治会のごみ
	出し説明会(出前講座)で、特に湖西市の西の自治会、まあ企
	業が多いものですから、その辺りの地区の自治会長さんや会の
	会合、ごみ出し説明会で出された意見が、今年に入ってから多
	かったものですから、挙げさせていただいたということです。
委 員	そうすると、前文(タイトル)と二段目のところのつながり
	で湖西市内の事業所へ市外から通勤されている方という限定し
	ているのがいかがなものかという風に思ったんですけど・・・
	市外の人がっていうことなのかどうなのか、曖昧なところがあ
	る訳ですから。誰かが捨てていくんだと、それは市外の人だと、
	しかも企業に通勤している人だと、そういう限定でいいのかと。
	何かと外国人が多く住んでいる地域では外国人が不法にごみを
	捨てるという自治会も出ていたように思いますし、市外から通
	っている人は大勢いるので、そういうこともあるのかなと思い
	ますけど、この会合で話題になったからという、我々メンバー
	としての意見ではないところから出た意見で市外から通勤され
	ている方という風に限定されているとしたら、ちょっとここの
	文章が問題ではないかなと。
会 長	なるほど。これについては、私もそう思ったのがね、概念と
	して○○外というのが、市外と地区外を明確に分けなければい
	けないと思っていて、各ステーションというのは、基本的に廃
	掃法上、そのエリアの方々がそこに出すということになってい
	て、他のエリアの方々がそこに持ってくるということは、基本
	的にはあまり好ましくないということなんですね。同じ市内で
	あっても。それが一点と、今ご指摘のように市外の方が持って
	くるのであれば、尚更の話であって例えば、浜松市とかね、こ
	れは法律上完全に越境になってしまいますから、一般廃棄物は
	市を超えてはいけないというのが大原則ですから、尚更の問題
	ですけど、その辺の使い分けがどういう風になっているのかと、
	例えば、同じ市内でも、朝自分の家を出て 100 メートル先のス
	テーションに出さなければいけないのに、3キロ先の会社の近
	くに出すというのは、これはもう本当は良くないんですね。そ

	れと市外から来る場合も悪いし、その辺も含めて、ちょっとど
	うかなっていうのが。話を取ってしまって申し訳なかったんで
	すが。
事務局	文書を作るときに、当然、各地区外と市外という風に二つに
	分けるというのもあったんですが、その下の文章で、市内の各
	ごみステーションは地区の住民が管理するとともに、住んでい
	る地区以外にはごみは出せないことになっていますが、という
	ことで、ここは区外の話です。それで、他県ナンバーであった
	り、明らかに他市の指定ごみ袋を使用したゴミ出しということ
	で、浜松市の指定袋に入ったものが大量に出されたという件も
	あったものですから、この辺りで、どっちつかずの文章にはな
	ってしまうんですが、地区の人に言わせると明らかに愛知県ナ
	ンバーだったり、もっと西のほうだったりが目に付くよという
	ことがあったものですから、上にキツメのことが書いてあるん
	ですけど、その後ろに説明するような文章をつけさせていただ
	いて両方にいけるような形にしたということです。
会 長	文章の作り方の問題で、いきなり読んだ方が分かりやすいよ
	うな示し方をしなければいけないというお話ですか?
事務局	あえてこういう書き方をさせていただいているということで
	す。
委 員	それは確かにあるかもしれない。私も湖西市の西地区に住ん
	でいるんだけど、メインの道路の脇にごみ集積場を置いておく
	とそういう問題があるので、脇道に入れたという事例がありま
	した。そういう点で、通りがかりにというお話は十分理解でき
	ると思うんですけど。
委 員	この文章をみると、犯人扱いされているような感じが・・私
	もサラリーマンだったものですから、やっぱり、もう少しです
	ね、市外から市内へ通勤されているという、具体的なことでな
	く、要は、他の市町村から持込というものは禁止されています
	よという位にしておいた方がよいのではないかと。それと、私
	の近くに西部公民館というのがあるんですけど、私、去年まで
	地区の役員をやっていたものですから、そこも色々問題があり
	まして、会員とのやり取りの中で、他県、具体的にいうと豊橋
	ナンバーの方が、そこへ入ってきて(ごみを)入れていくとい
	/ V V V V V C C V V V C C ( C V C ) / V V V C V C

う話があったものですから、役員でチェックをしたりしたんで すが、時間になると東と西の入り口を車が入れないように閉鎖 していたんですよ。それで、ある時から東側の入り口のポール の施錠するところが24時間オープンになってしまっているもの ですから、非常にルールが守られていない部分があるというか、 要は、環境をちゃんとしておかないと、24時間いつでも入れる から、夜中でも捨てに来ているわけですね。だからそういう部 分をちゃんと改善していかないといけないんじゃないかなと、 そういうところもきちんと管理する。それから、私が西部公民 館の職員に言った事は、保安上も良くないのではないかという 話もしたんですよ。というのは、駐車場代わりにそこに車を入 れて、時間になると出れなくなってしまうものですから、24時 間停めてどこかに遊びに行ってと、そんな使い方をしている車 もあるものですから、そこらへんは環境のほうで、整備をきち っとしてルールが守られるような環境づくりをしていかなけれ ばいけないかなと思います。文章ももう少し柔らかい文章で、 何だ、自分たちのことを言っているのかという風になってしま うものですから、できる限りね。僕がもう1つ言われたのは、 うちの自治会員がある通りのステーションに捨てに行ったとい うことで、名指しで指摘があったんですよ。お前のところの住 民だということで、名前も分かったものですから、そちらの自 治会長さんと話をしたんですが、これはルール違反の部分もあ るんですが、ちゃんと分別をして決められたところに入れてい れば、それぐらいは多めに見て欲しいねという話をさせてもら ったんですよ。まるっきり分別もされていなくて。ぼこぼこ入 れていくのであれば、ちょっと許せんということで言って貰え ればいいんですけど。そういった話をした経緯があったもので すから、いずれにしても、ルールをきちっと守っていれば、あ る程度のところは融通してあげてもいいのではないかなという ところが私の見解です。いや、それはまかりならんという意見 もあるかもしれませんが。それと西部公民館には古紙の駅があ るんですね。あれも、他の地域からものすごく持ってくるんで すよ。そんなこともあるものですから、あそこが24時間開放さ れているというのは賛成しかねるなという風に、いつも見てい

	るんですけどね。以上です。
会長	はい、わかりました。というようなご意見がるので、今の内
	容も含めて、何かありましたらお願いします。
 委 員	よろしいですか?今の古紙の駅というか古布を入れるコンテ
	ナがあるんですよ、西部公民館に。あとは、環境センターに直
	接持ち込むか。それで、鷲津地区にはそれがなくて、鷲津地区
	にも置ける場所があれば置くのだけどということですが、現状
	は鷲津地区はないんです。私も出かけたときに西部公民館に入
	れるか、知波田の北部多目的センターに、通りがかりに古布を
	入れるんですね。でも、三ケ日の方があそこにあるからとても
	都合がいいということで。古布だけみたいなんですが。うーん
	とは思いましたが、黙ってましたが。そういう話もあるんです。
	あれだけ通りがいいから。
会 長	ということで、色々な立場の意見が出ています。どうしまし
	ょうか。これを今日まとめるわけにはなかなかいかないと思い
	ますが。今日の意見は承って一度中でまとめていただければと
	思うのですが。
事務局	そうですね。対象者となられる企業様におかれましては、出
	して貰って結構ですよという意見がでました。それで、市民の
	方からはもう少し柔らかめな表現が良いのではないかという意
	見も出ました。その辺の折衷案ということで、また文章を修正
	するという形にさせて貰えればと思います。それで、逃げでは
	ないですけど、一番下に「この文章は的確な社員教育を行われ
	ている事業所様を始め、湖西市内の主な事業所様に送付させて
	いただいております」という一文を載せさせていただいていま
	す。これが、先ほど、犯人はウチではないというように感じる
	方もいるという意見へ対して、逃げではないんですけど、和ら
	げるような意味合いで載せています。概ね、文書を出すことに
	ついては、企業様についてはOKかなということで、また内部
	で話をさせていただいて、今後前向きに検討できればと思いま   、
	<i>†</i> 。
委 員 	1つ質問よろしいでしょうか。市内の商工会さんだったかな、
	労務担当者懇談会というのは会の管轄?よく、労務担当者懇談
	会という会合をやっているはずなんだけど、そういうところへ

	お願いしたらいいと思うんですけど。50~80社くらい集まって
	いるはずですので。
会 長	では、一応、この文章、ある程度事務的にもう一回練ってい
	ただいて固まったら、夏ごろの次回の会議にもう一回かけてい
	ただけるということでよいですか?
事務局	はい。
会 長	わかりました。それならいいね。では、もう一回事務局のほ
	うで練っていただいた文章が、またこの会議で出てくるようで
	すので、そこで改めて皆様にご確認いただいて、それで、これ
	でよしとなればGOサインと。こんな形になりますか。以上、
	こんな状況になっておりますので、次回この議題がまた出てく
	るということで、ここのところついてはご了承いただければと
	思います。

(2) 資源物	持ち去り対応について (資料9)
会 長	では、その次に行きます。議事の4番(2)で資源物の持ち
	去り対応ということで資料9に基づいて、事務局から説明をお
	願いします。
事務局	資料9、9ページをご覧ください。湖西市ではまだあまり大
	きな苦情や被害等上がってはいませんが、生活困窮者が段ボー
	ルやアルミ缶などを集めている例などがテレビなどでも放送さ
	れており、昨日SBSの番組でもやっていましたが、資源物抜
	き取りとかですね、まあ、これは一番上のほうで湖西市外から
	のごみの持ち込みはご遠慮くださいというのがあるんですが、
	これは先ほどの議題とも関連してくるのですが、今後そのよう
	なことが問題として寄せられるようなことがあれば、簡単に言
	うとこのようなものなんですが(貼紙のイメージを委員に見せ
	る)、実際これに近いものは各地区に依頼されてウチで作った
	ことはあります。例えば鷲津地区のステーションなどで「他地
	区からのごみは入れないでください」とか、新居地区ですと
	「ここは地区のごみ収集場所です。他の地区からの持ち込みは
	ご遠慮ください」といったように、まあ工場が近かったりして、
	田舎だったりすると住んでいる人の顔が見えますので、わかっ

	てしまうというのがあるんですが、あまり酷くなれば、このよ
	うな抑止効果のあるようなものをつけると、湖西市だと不法投
	棄の多い地区では、赤い鳥居の飾りのようなものをつけたりと
	かがあったりするものですから、インパクトがありますし、実
	際にこのようにしている市町村もあるものですから、ごみステ
	ーション、資源物回収拠点などに、マナーが悪くなって通報が
	あった際には、こういったものを付けることについて、皆さん
	のご意見をいただければと思います。
会長	なるほど、赤いほうのチラシは、先ほどの資料8のチラシに
	も関係しますかね?
事務局	そうですね、これはまあ実際に顔写真のついていない状態で、
	実際にステーションに貼ってあるところもあります。あまり酷
	くなるようであれば、写真を入れればインパクトがあるので、
	どうだろうかというところです。
会 長	という事務局からのお話なんですが、こういうことをやって
	みてはどうでしょうかと。これについても、率直なご意見をど
	うぞ。
委員	今、実際にやっているんでしょう?資源物を持ち去ると犯罪
	だとかいうような内容の。こういうのは貼ってありますよね。
	市外から~というのは見ないですが。廃棄物の投棄については、
	ある地区なんですが、危険なところ(ごみステーション、資源
	物回収拠点)を減らしまして、昔は3箇所あったところを1箇
	所にしまして、置いていかれるところは、家が全然ないところ
	で、車のとおりすがりにポイッと投げられるようなところだっ
	たんですが、それ以外の場所については、当番を決めて道に網
	をおくという風にしてきちんとやっていますので、そういう札
	を出す必要もないと思うけど、資源物の回収拠点になっている
	公民館等については、そのような札が貼ってあります。
会 長	なるほど、分かりました。次の方どうぞ。
委 員	率直な意見とのことですので、資料を開いたときに、 (ポス
	ターの目と)目があって怖いなと思ったんですけど、それだけ
	インパクトがあるっていうことだと思うんです。ただ、家の向
	かい側にごみステーションがあって、このポスターが貼ってあ
	って、玄関を開けたときに目があうというのは、ちょっと耐え

	難いと思うので、住民の方の意見も参考にされてはどうかなと
	思いました。以上です。
事務局	写真をイラストにするとか。
委 員	そうですね、ちょっとあまりにもリアルというか。でも効果
	はあると思うんですけど。
事務局	抜き取りなんかだと、市では持ち去り禁止条例というのも制
	定されておりまして、ある程度対応できるんですが、昨日あた
	りやっていたテレビ番組ですと、ごみ減量課の職員が新聞紙を
	くり抜いて、その中にGPSを入れて綺麗に縛って、ごみステ
	ーションに置いておくんですね。朝、不法に回収する人がそれ
	を持っていくと、どこに運ばれたかをGPSで辿っていって追
	跡して通報すると。そこまで社会問題になっていると。この地
	域では、生活困窮者がそうやって生活しているという例も少な
	いものですからいいんですが。(先ほどの委員の方が)見られ
	たのは、ここでいうごみ・資源物の持ち去り禁止ということで
	違反した者は条例により、氏名の公表や20万円以下の罰金に処
	せられることがありますということを、英語、ポルトガル語、
	スペイン語、中国語で書いてある、これが貼られているという
	ことです。ですので、ウチとしても、今のところはそんなに危
	機感はないんですが、時代が変わってきたりすると、今から考
	えますというのでは遅いので、さきに考えておいて何かあった
	ときにすぐに出せる状況にしておくためにも、先に作っておけ
	たらなということで、議題にあげさせていただきました。
会 長	はい、わかりました。
事務局	少し補足させてください。実は、担当から説明しました、ご
	み・資源物の持ち去り禁止のステッカーですが、ほぼ市内全部
	のステーション、資源物回収拠点に貼ってあります。というの
	も、持ち去り禁止条例が昨年の12月議会で可決されまして、今
	年の1月1日から施行されています。その中で、先ほど担当が
	申しましたとおり、20万円以下の罰金ということもありまして、
	その罰則規定もこの4月1日から適用されております。それで、
	その後どうなのかということなんですが、幸いなことにそうい
	う通報はまだ1件も我々のほうにきておりません。それで、通
	報があったらどうするかということなんですが、これは、現場

を押さえなければならないものですから、一度、二度でなく、何度か押さえて初めて罰金までいけるという、そういう流れになっておりまして、実際にそういう事例があった場合に市民の皆様方にはですね、直接犯人に注意するのはやめてくださいよと、どういう危険があるかわかりませんので、それはやめてくださいと、その代わり私どもの方に通報してくださいよということでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じような条例があって、その間で湖西市で条例がなかったものです
なっておりまして、実際にそういう事例があった場合に市民の皆様方にはですね、直接犯人に注意するのはやめてくださいよと、どういう危険があるかわかりませんので、それはやめてくださいと、その代わり私どもの方に通報してくださいよということでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、紫松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
皆様方にはですね、直接犯人に注意するのはやめてくださいよと、どういう危険があるかわかりませんので、それはやめてくださいと、その代わり私どもの方に通報してくださいよということでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
と、どういう危険があるかわかりませんので、それはやめてくださいと、その代わり私どもの方に通報してくださいよということでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、紫松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
ださいと、その代わり私どもの方に通報してくださいよということでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、娯松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
ことでのお願いをしております。それで私どもの方にそういった通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないものですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例があって、娯松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
た通報があれば、そちらのほうに手を割かなければならないも のですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済 んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例 があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
のですから、幸いなことにそれが、今のところはまだゼロで済 んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例 があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
んでいるということでございまして、豊橋市も同じような条例 があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
があって、浜松市も同じような条例があって、磐田市も同じよ
うた条例があって その間で湖西市で条例がたかったものです
) '\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
から、同じレベルの条例を作ったと、そういうことで、それが
効いたかどうかは別として、今のところ、条例ができてからは
そういった事例の報告は受けていないということだけ、報告さ
せてください。以上です。
<b>委員</b> わかりました。ということなんですけど、資源物の持ち去り
対応についてということなんですが、これはどうなんでしょう
ね、事務局さん、いま、こういうイメージを示していただいた
んですが、これも次の会議に関係してきますか?
事務局 いえ、これはまあ、こういうことをやりますよということを
さっき、玄関を開けていきなりこの顔があるというのはという
意見もでましたが、皆さんの反応をみるという意味もありまし
たので。今のところは、具体的に考えているわけではないんで
すが、酷くなれば。
会 長 こういうことをやってみたいと?
事務局 そうですね、やるやらないは別として、まずは動向を。
会長 わかりました。まあ、今ご意見承ったということで、これで
いいですか?
事務局はい。
会長 わかりました。では、これについてはここで一応閉めさせて
いただきたいと思います。

# (3) 不法投棄対策について

# 事務局 通常の不法投棄対策につきましては、看板や金融機関との協定、 各方面からの通報等で対応をいたしているところですが、今年に入 って、考えられないような不法投棄がありましたので、報告等を含 めご審議願えればと存じます。 資料10をご覧ください。上の写真は、ミカンが14 t ほど道路端に 投棄された事例です。投棄の連絡が入り、速やかに地主、警察へ連 絡し、ハエやにおいなど衛生上問題があるため、残土をかぶせ対応 をいたしました。その後の調査で付近住民より投棄者の氏名が判名 し、地主に連絡したところ、地主の知っている人だったものですか ら厳重注意、指導をしたというものとなっています。 次に下の写真ですが、黒く映っているのは実は人糞です。 100 円 ショップのバケツ3、4杯を満タンにして資源回収ステーションに ぶちまけられているということが場所を変え4回ほどありました。 いずれも付近の方から通報で職員が現地に行き、資源回収 BOX を引 き上げ中を洗浄、消毒後再設置を行いました。午前中連絡が入り、 嫁入り前の若い女子職員が「オエ、オエッ」言いながら片付け、お 昼になり仕出し弁当のおかずが、カレーだったという笑えない事実 がありました。春先という季節がらのものなのか、市役所に恨みの あるものか、単なる愉快犯なのか非常に対応に関し苦慮しています。 この件に関しましては、行政調査権もありますので警察へ通報す るとともに市内100円ショップ本部、テナント店舗責任者とも連絡 をとり、今後何かあればレジ履歴や防犯ビデオの検証なども行って もらえるようお願いいたしました。監視カメラや犯罪防止看板の設 置なども行いましたが、かといって目的のわからない犯罪に対し地 区の人に監視をお願いし逆に何か危険にさらされるということも出 来ませんので、報告のついでにその他ありましたら皆様の意見を頂 戴したいと思いますので、よろしくお願いします。 会 長 これはなかなか難しい問題で、我々にどういう対応ができるかと いうこともありますが。これは犯人が特定されていない、警察は入 っているということでよろしいですね。 事務局 警察は入っていますが、現状保護をしないと捜査はできないと。 役所としては現状保護したいのですが、住民の方は今すぐ、一刻も 早く片づけてくれということになりますので、例えば皆さんのお家 の横がごみステーションで、今回のような件が発生し、警察が来る

	まで1~2時間もあってそれから捜査してってなりますと、もう勘
	弁してくれっていうことになりますから、その辺で次回あれば現場
	を保護した上で、まわりの方にも説明して強めの対応にでなくては
	いけないのかなぁと考えております。
会 長	わかりました。という状況で何かご意見ありますでしょうか。
	事が事だけに皆様に投げかけさせていただきました。
委員	これは1回だけですか。
事務局	4回です。
委 員	同じ場所ですか。
事務局	場所が違います。
委員	同じ場所でしたらその地区の住民同士のトラブルだとか。
会 長	2月に梅田地区で2回、4月に古見地区で1回、6月に南上の地
	区の前のステーションで1回の計4回です。
委 員	うちの地区で昨年監視カメラを付けたことがあったんですけど、
	よその地区の方が通勤の途中ごみを捨てていくということがあって、
	カメラの設置が効果があったということを聞いてますけど。
事務局	4回目の南上の原地区につきましては、カメラが実はありまして、
	それでも捨てられていたということで対応に苦慮しているのが現状
	です。
会 長	どうでしょう。文化財に油をまいている人が少し前にいて、騒ぎ
	になりましたけど、なかなかこういう確信犯は止まんないですよね。
事務局	あまり、大々的にやると模倣犯というのも出る可能性もあります
	し。市役所も恨みを持たれることもありますし、最近では福祉関係
	で窓口でもめて取り押さえられたり、税務課などは強面で来られる
	方もいたりして対応も難しいので、不審なことがあったらご一報く
	ださい程度のお願いをするくらいしか今のところないのかもしれま
	せん。
会 長	わかりました。これはなかなか今日の段階ではこういう話があり
	ますという報告を事務局のほうからご説明していただいたというこ
	とにさせていただきたいと思います。
事務局	ありがとうございました。もし、皆様方の中で怪しいなと思う方
	をお見かけになりましたなら、決して直接いうのではなくて市役所
	のほうにご一報いただけるとありがたいと存じます。
委 員	ミカンの件なんですけど、市内の北の地区に住んでいるんですが、

	ミカンをこういう形で捨ててある畑っていうのは結構あるんですね。
	これはほかの人の土地にミカンを置くと不法投棄になるっていうこ
	とですか。自分のところなら構わないのですか。
事務局	量によるところもあると思いますが、山の中の自分の土地に肥料
	の代わりに入れるっていう場合もありますし、今回の場合は、交通
	量が多い沿道で量が膨大、他人の土地だったということもあるので。
委員	たとえ自分の土地でも、他人に不快な思いをさせるっていうのは、
	不法投棄として警察から指導うけますよ。匂いだとか、そういうも
	のを含めて。呼び出しを受けるか指導をうけるか。迷惑を他人にか
	けてるんだから。
会 長	この辺のことは、市民の皆様にも常識の中で対応をしていただき、
	こういう事案もでできているという認識を皆様方にもご理解いただ
	き、事務局から説明いただいたと。もし身近で似たようなことがあ
	れば市のほうにご連絡くださいということでお願いします。
1	

(4) ごみダイエット配布物について	
会 長	それでは次4番のごみダイエットに関しまして資料11を説明お願
	いします。
事務局	11ページ資料11をご覧ください。雑紙回収袋と少し見にくいです
	が、生ごみ絞り器です。現在イベントや市役所などで配布していま
	すが、今後は現在のカラーの雑紙回収袋が一枚約60円することなど
	から、豪華版はイベント等で使用し、一枚19円程度の単色クラフト
	廉価版ごみ袋や生ごみしぼり器を新たに作成し、ごみ関係環境教育
	の一環として小学校の新一年生などにわかり易いマンガパンフをつ
	けて毎年配布するなど予算の許す範囲でできたらと考えております。
	継続的に行えば市内のある程度の世帯にいきわたり、少しでもごみ
	減量につながればと考えております。
	以上啓発物等についてお話を伺えればと存じます。
委 員	兄弟1人っていうところもあれば、何人も子どもがいるところは
	…。絞りの道具はたくさんいらないし、なんかいい方法があれば。
事務局	今回考えたのは、今までイベントで配っていたんですけど…。な
	かなか浸透できないということもあって。
委 員	今の生ごみ絞りのことですか。
事務局	いえ、すべての啓発についてですけど。子どもを中心としたとこ

	ろから啓発を始めたいというところをまずお考え願いたいと思いま
	す。啓発自体はいろんなものがありますので。その辺で皆様のご意
	見をいただけたらなぁと思うわけです。
委員	ごみの袋のほうは、入れて入れて入れて消えてくんだけど。
事務局	まぁ、考え方なんですけどご兄弟がいて2個、3個ある方は親戚
	や友人ご近所の方に分けてくださいとか、知り合いの方にどうぞと
	か、その辺は文章をちょっと考えてできればと。二世帯住宅の方な
	んかは2つほしいとかもありますので…。
委員	ごみの水絞りなんだけど、湖西市の下水道がだんだん出来てくる
	からいいんだけど、下水道がしっかりしてないところは絞り水を出
	すことになるわけで、そういうところはおすすめできないかもしれ
	ない。だったら子どもにPRするということは大事で大いにやってほ
	しいことなんだけど、キエーロを子供にアピールしててほしい。あ
	れは一切外に出ない良い方法なんで。絞るよりもキエーロを使えと
	言ってほしい。
委 員	うちの会員の中でお子さんをお持ちの方が多くて、その方はキエ
	ーロをやってらして。一人意見があって、給食の残渣はどうなって
	るのかって。給食の残渣が肥料とか土になって、それで何かを育て
	るっていう教育がないのかなっておっしゃっていた方もいらっしゃ
	ったので違う方法もありかなあって思いました。
委 員	それは良いですね。やっぱり子どもさんから資源を大事にすると
	か、ごみを減量するとか、子どもさんから何かやるっていうのは良
	い方法だと思いましたので、ぜひ進めたほうがいいかなぁと。大き
	な効果出るかもしれないなぁと思いますね。良いですよ、これ。
会 長	なるほど。事務局さんそういうふうな意見も出されましたので。
事務局	ありがとうございます。生ごみ絞りや雑紙袋を配りながらキエー
	口も宣伝してと。あと、浄化槽ですけど合併式の浄化槽なら絞り水
	も浄化槽できれいになりますので。
委員	台所の水は垂れ流しなのでは。
事務局	合併式なら台所の水も全部槽の中に入りますので。
会 長	今、湖西市は下水とか合併浄化槽は進んでるんですか。
事務局	下水、合併浄化槽合わせて71%ぐらいです。単独浄化槽の方も合
	併浄化槽にかえていただけるよう補助金を出してますし。中には下
	水道が行かない所もありますので。そうすれば水の浄化も進みます。

委員	知らない人もいるかもね。
事務局	これから、こういう機会を使ってPRしていきます。
会長	確かに、し尿だけの浄化槽だと浜名湖もなかなかきれいにならな
	い、下水は大変な話なんで、合併浄化槽に変えてもらえれば。そう
	いったことも含めて環境教育といったものに対してどういった感じ
	が良いのかっていう意見もでましたので。
	それから、本日委員の方の作ってきていただいた「ごみに関するア
	ンケート集計結果」についていいですか。
 委員	私の所属している組織関係でごみに関するアンケートを26名とり
	ましたのでその説明を…。
	問1 生ごみをごみに出さないように工夫していますか。
	はい17人 (65%) → 意識が高い
	いいえ…9人(34%)
	V V /C 3 / (01/0)
	問2 問1ではいと答えた人はどのような工夫をしていますか。
	コンポスト 4 人 (24%)
	キエーロ 5 人 (29%) <2 台使用あり >
	畑や土に埋めている…8人 (47%)
	$\downarrow$
	敷地に余裕があったり、最近では猿も出ているので
	正しく埋めてもらえばOK
	問3 紙ごみは燃えるごみと分別していますか。
	はい19名 (73%)→ 雑紙袋も友人宅で見ることあり
	いいえ…7名 (27%) ↓
	分別意識のある方が多い
	問4 その他ごみに関する意見を自由に
	①湖西市の分別はカレンダーや冊子で大変わかりやすくなった。
	②湖西市のごみ減量に対する取り組みを高く評価します。
	③生ごみ粉砕機の助成をしてほしい。…ディスポーザー
	(乾燥するタイプではなく下水道に流すために粉砕するもの)
	※自治体によっては、機械の使用を規制しているところもあり。
	などの意見がありました。

事務局	下水に関してはディスポーザーに関して、野菜くずなどがそのま
	ま流れ下水処理場に入ると微生物に過度な負荷がかかり、その結果
	浄化センターの維持管理に多大な金額がかかるため、使用を禁止し
	ているところが多く湖西市も使用しないでほしいと指導しています。
委 員	その他、キエーロや生ごみ処理にはひと手間かかってしまうので、
	もっと簡単な方法がないかなぁといった意見もありました。
	アンケートを取った人は全員専業主婦でフルタイムで働いてらっし
	ゃる方ではないので割と時間に余裕がある方なので、畑に埋められ
	たり、キエーロを使ってらっしゃる方が多いのかなぁと感じました。
	いいえと答えられた方は忙しいとかの理由があって生ごみの処理と
	か分別がちょっととかっていう感じかと思いました。あと、地区に
	よってゴミだしマナーの悪いところがあるという意見もありました。
	この件に関しては集合住宅の近くに住んでらっしゃる方から寄せら
	れたものでした。以上です。
会 長	ありがとうございました。そんなことでいろんな意見が寄せられ
	ましたが、湖西市はだっくすくんた君はダメなんですか。各地区に
	よってキエーロ方式を推奨する地域とだっくすくんた君を推奨する
	地域と、例えばだっくすくんた君を推奨する地域は、三島、富士宮、
	焼津なんかがそうで、地区によっていろいろ違うんですけど湖西市
	はだっくすくんた君はなしなのですか。
事務局	なしではないですね。市内でまだ売ってないですね。
委 員	だっくすくんた君もキエーロやコンポストなど去年に私、勉強会
	をやってそれからずっと使ってます。だけどだっくすくんた君は土
	地がなくてもできるから、でも家の中でも置く場所がないとね、ち
	ょっと難しい。発酵するときにやっぱりにおいが出るから玄関に置
	いたり、いろんなところにおいてみたりしますけど。いいにはいい
	んですけど、とっても。
会長	ありがとうございました。まぁ、そんな中でいろんな意見が出ま
	したので、環境教育とかごみ処理とかなんか今後の参考になればと
	思います。
事務局	ありがとうございました。今日いただいた意見をもとに、いろい
	ろ参考にさせていただきたいと思います。
会 長	それでは、せっかくですので今日お見えいただいた方の中で、こ
	のままお帰りになるにはもったいないので、まだ発言されていない

	方どうですか。感じた点とか。 
委員	以前、市内のある企業の前に住んでいたので、汚物の資源物コン
	テナへの不法投棄についてびっくりしました。そこのステーション
	は結構車で来るのでいろんな人がいて…。
会 長	そうですね、最後は市民の皆さんのモラルに頼らなければならな
	いところもあって難しいですね。その辺も含めて、行政もやれるこ
	とはしっかりやってもらって、委員の皆さんも地区の中でしっかり
	お伝えいただきたいなぁと思います。
	ありがとうございました。
	では、一応私の方で承っている議事の1番から4番に関しましては
	一通り進行いたしましたということで、全体を通してご意見だとか
	言い忘れた点があるよとか、何かございますか。
委員	たまたま、私の家の近くに企業跡地の可燃・不燃と資源物回収の
	ゴミステーション両方があるんですけど、私が管理者として作った
	ものですから思い入れがあるんですけど、24年、25年と2年間です
	けど今年に入って紙おむつが入っていたんですよ。資源物回収ボッ
	クスが縦型においてあって、入口の方がいっぱいになるんで奥の方
	に押し込んだりするときにわかるんですね。次の人が入れやすいよ
	うにやるんですけど。で今日も、そんなことをやっていたらやっぱ
	り紙おむつが入っていたんですね。看板があって紙おむつは入れち
	ゃあいけませんよって書いてあるんですけど。まぁ、そういう人が
	住みだしたのかもしれないですけど注意してみていかなくちゃいけ
	ないなと思います。介護だったりすると自分もそういう風になって
	いくのかなって思うこともありますけど。年月がたって知らなくて
	入れているのか定かではないですけど。まぁ、そんな事もあるとい
	うことを報告させていただきます。
委 員	紙おむつっていうのは燃えるごみの中に入っているっていうこと
	ですか。リサイクルに入っているっていうことですか。
委員	リサイクルに入っているということ。知らなくて入れているのか
	ちょっとわからんもんですから。
事務局	一応ですね、使用済の紙おむつの正しい出し方なんですけど、中
	身についてはトイレに流しておむつは燃やせるごみとして出しても
	らうというのが正解です。
会 長	まぁ、それを徹底してもらうしかないですよね。

# 委員 自治会に関係すると思うんですけど、さっきのアンケートの中で 地区によってごみ出しのマナーが悪いところがあるっていう事なん ですけど、私が組長やったのは10数年前でその時はごみカレンダー は回覧板でまわしたんですよ。回覧板で行くわけだと自治会に全世 帯入っているわけではないんですよ。100%自治会に入っているわけ ではないんですから、私のとこだと自治会に入って町内会費を納め てる人だけ回覧板が回るわけですよ。そうすると集合住宅に住んで る方たちは自治会に町内会費を納めてないもんですから回覧が回ら ない。選挙広報すら回らないっていうことも起こるわけですよ。私 が組長をやった時は、それではいけないということで選挙公報もご み冊子も戸別訪問して町内会費はもらってなくてもこれは差し上げ なくちゃいけない、届けなくちゃいけないということでポスト等に いれたんですけど。そういうわけで集合住宅にゴミの冊子が届いて ないっていうのは他の地区では考えられると思うんですけど。 事務局 集合住宅ですけど、最初に入られる時には転入届が出ますので市 民課の窓口でごみ関係の冊子やカレンダー、ごみ袋などの転入セッ トをお渡ししています。それから集合住宅の形態もいろいろあるも のですから地区の方でしっかり指導されている所、大家さんが取り に来られる所、管理会社が毎年取りに来られる所もあります。あと 集合住宅によっては一般のステーションにはごみを出さずにアパー ト専用のステーションを持ち、アパート業として運営をしているも のですから家賃の中にごみ処理費が入っていて、アパートを建てた 会社が専門の処理業者に回収させているという所もあるものですか ら同じ対応で良いと決めつけることができない場合があります。先 ほど地区、大家さん、管理会社がやっていただいているところはほ ぼ間違いなく冊子なんかは言っているんですけど、それから漏れた 所の把握というのはなかなか難しいという面もあります。 会 長 はい、わかりました。では、いただいている時間がこれでほぼ終 わりそうですので議事の1番から4番までは以上ということで。い ろんな貴重なご意見をいただきありがとうございました。では、事 務局の方にお返しいたします。それではお願いいたします、

# 5 その他 (事務局)

会長、どうもありがとうございました。次は5のその他でございますけど、 今後の湖西市のごみ処理につきまして簡単にご説明申し上げます。

まず、浜松市へのごみ処理委託について現在1 t 当たり20,800円で浜松市の 西部清掃工場に可燃ごみの焼却を委託しておりますが、金の変更等も含め新た な動きもございますので、その辺のところをご説明申し上げます。

浜松市への可燃ごみの処理委託につきましては、正確に言いますと「湖西市と浜松市との間の一般廃棄物の処分に関する事務の委託に関する規約」という長い名称なんですが、こういう規約を議会の議決を経まして平成22年の10月1日から平成36年1月31日まで結んでおります。契約の期間が平成22年の10月1日から平成36年1月31日までということになっております。規約の委任を受けまして規約の下に「湖西市と浜松市の一般廃棄物の処分に関する事務の委託にす関する附属協議書」というものを結んでおりまして、今現在の附属協議書というものが平成25年の4月1日から平成28年3月31日までとなっております。

要するに平成27年度で付属協議書が切れるということになっております。そこで新たに平成28年4月からの付属協議書というものを結ばなければならないわけですけど、それにつきまして今我々の方で平成27年度の年度当初から浜松市さんとお話合いをさせていただいております。具体的に申しますと、交渉というのは28年度からのごみ処理の単価が決まってくるということでございます。今までは平成22年度から浜松市への委託が始まったんですけど、平成22年度から平成25年度までは1t当たり20,500円、平成26年度から消費税がアップしたということで1t当たり20,800円ということで推移しております。今後の交渉の中で浜松市さんとしては値上げしたいと言ってきますし、私どもとしては、なるべく現状維持で行きたいという中で大変今タフな交渉をしているという事となっています。ということで3年ごとにお互いの話の中でごみ処理の単価が決まっているという事でございます。以上です。

## (事務局)

続きまして、今後の資源化・リサイクルの傾向につきましてということで、ただいまの件にも関連がありますが、12ページ資料12をご覧ください。環境センターには毎日多くのごみが持ちこまれますが、写真上左より硬質ブラスチック(ポリバケツであったり衣装ケース)、ふとん(昔は打ち直しをしたものが最近ではホームセンターなどで5,6点セットで5~6千円で買えてしまったりネットなどでは羽毛布団のセットが8千円ほどで買える)が非常に多くだされ破砕処理に時間がかかることと、浜松市さんに持っていきますので非常にかさ

ばるという事もあります。次に真ん中の段ですが、本、CD、DVD、ゲームソフト、下の段がタンスなどの家具類となっています。家具の中には学習机や食器棚など大変きれいなものなども多く出されています。

特に硬質プラスチックは毎日約 100Kg、年間約30 t ほどが環境センターへ持ち込まれ現在は破砕後焼却ごみとして浜松市で処理されています。CDなどは外側のパッケージは資源として売却し、中のものは紙、記憶媒体に分けそれぞれ資源物、焼却ごみとして処理しています。本雑誌類は紙として売却し家具などは分解後、金属部分は資源として売却し、木製部分は専門の業者に持ち込みチップ処理を行っています。

処理機械の導入費用などの問題もありますが、最終的に焼却処理しているものが多いものですから資源としても燃やせるごみを減らせば、委託料も節減できるということで、環境センターでの硬質プラスチックについては資源として売却可能、またCD、本などについては著作物の問題もありますが、再販専門業者としては資源の循環という面からも買取が可能との確認もとれており、家具などはきれいなものはリサイクル品として再販したり、少し汚れた棚なども部屋使用ではなく農業用倉庫の中での使用であれば、まだまだ使用ができるなど、ごみではなくて再生資源として今後一層新たな資源物、リサイクル、リユースなども含めた対応を検討することでごみ減量ができればと考えております。以上です。

#### (委員)

棚みたいなもので新品に近いという話がありましたが、市のホームページで こんなものが出ているんだと紹介できれば、案外ほしい人が手を挙げてくれる かもしれませんね。ちょっと今思いついたんだけど。

#### (事務局)

実際やられている自治体もあるんですけど、やっぱりきれいなものでないと出ていかないという現状がありまして、それを整備するための人を雇う費用と膨大な量がでるものですから、それらをストックしておく保管場所の問題があって、他の市でもなかなか進まないっていうのが現状らしいです。けれども将来的には湖西市も環境センターの1階をギャラリーにして行うとか。他の市では好きなように持っていけるようにしたらしいんですが、これない人は不公平だということで、じゃあ抽選でということになったというところもあるみたいです。税務課などでは差し押さえた物品をインターネットオークション販売したということもあったり、いろいろあるとは思いますが、ただリサイクル業者さんが来られて大量に買い取っていくということもあって、その辺の折り合い

というのが難しいという話も聞いています。

# (事務局)

その他にありますでしょうか。

# (委 員)

初めて出席させていただいたもので、的外れかもしれもせんが、先ほど1 t 当たり20,800円かかるということですが、これは他市と比べて高いのか安いのかその辺のところはどうですか。

# (事務局)

今のご質問ですが、私どもも浜松市さんに委託している以上、全国的にも同じような状況に置かれている市や町がたくさんはないのですがありまして、基本的には一般廃棄物の処理というのはその市町村が責任を持ってやらなければならないというものですから、大体その辺を見ますと個人的な意見ですが t 当たりの価格としては安い方ではないが、強烈に高い方ではないと存じます。もう一つのメリットとしては、燃やした灰を埋める最終処分場の延命化が図られるということがあげられ委託処理においての良い点であると考えられます。

# 6 閉会